

(2014.7) シリーズご存知ですか 高額療養費制度パート2

前号で(129号)、1カ月の自己負担上限額を、約〇〇万円と表にしましたが、約〇〇万円ではなく正確な額で表したほうが良いという指摘がありましたので再度お知らせします。

70歳未満の場合	
所得区分	1ヵ月の自己負担上限額
上位所得者 (月収53万円以上等)	15万円+(医療費-5万円)×1%
一般所得者	8万1000円+(医療費-26万7千円)×1%
低所得者 (住民税非課税)	3万5400円

70歳以上には、外来診療のみでも自己負担限度額があります。

70歳以上の場合		
所得区分	1ヵ月の自己負担限度額	
	外来(個人ごと)	世帯単位(入院含む)
現役並み所得者 (3割、月収28万円以上)	4万4400円	8万1000円+(医療費-26万7千円)×1%
一般	1万2000円	4万4400円
低所得者Ⅱ(住民税非課税)	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ(住民税非課税)		1万5000円

☆多数該当について

直近12カ月の間に高額医療費の給付が4回になると、自己負担限度額が下がり、負担が軽減されます。これを多数該当と言います。

70歳以上は現役並み所得者が該当します。払い戻しを請求するときに申告します

多数該当の限度額		
	所得区分	自己負担限度額
70歳未満	上位所得者	83,400円
	一般所得者	44,400円
	低所得者	24,600円
70歳以上	現役並み所得者	44,400円

☆夫婦で一方が75歳以上になりますと後期高齢者医療制度になるため合算はできなくなります。(医療保険制度が異なるため)